

- ◆はじめに
- ◆体験版のご使用に関する注意事項
- ◆体験版ご利用時のサポートについて
- ◆体験版のインストール方法
- ◆体験版のアンインストール方法
- ◆ソフトウェア使用許諾契約書

=====◆はじめに◆=====

体験版では以下の機能に制限がございますので、ご注意ください。

- 1: インストール後 30 日間使用可能です。
- 2: この体験版は一定期間経過後にインストールが出来なくなります。
- 3: 保存可能な形式は、図脳 RAPIDPRO22 のファイル形式 (zsdx、zsdxz) のみです。
 - ※zsd・zfd・zrd (旧バージョン形式) で保存しようとする、「保存できない」旨のダイアログボックスが表示されます。
 - この場合は、[名前を付けて保存] コマンドで「zsdx」「zsdxz」形式で保存してください。
 - ※dxf、dwg、sfc、p21 などの形式での保存は体験版の機能制限で利用できません。
- 4: 印刷結果には「SAMPLE」の文字が入ります。
- 5: PDF 出力機能、図面管理者機能、図脳エクスプローラの連続変換機能は使用できません。
- 6: [コピー][切り取り]、[メール送信]機能は使用できません

=====◆体験版ご利用時のサポートについて◆=====

- ・誠に申し訳ございませんが、フォトロン CAD サポートセンターでは体験版に関するサポートは行っておりません。
- ・体験版をご利用になられていて仕様や動作環境等に関するお問い合わせがございましたら以下の Web サイトよりお問い合わせください。お問い合わせの種類は[製品ご購入前のお問い合わせ]としてください。
<https://www.photron.co.jp/cadcontact/>

=====◆体験版のご使用に関する注意事項◆=====

- ・体験版のインストールを実行した時点で、下記のソフトウェア使用許諾契約書の項に記載の内容に同意されたものとみなします。インストール前に必ずお読みください。
- ・一度インストールされた PC に同じプログラムの体験版をインストールすることはできません。

=====◆体験版のインストール方法◆=====

1. 32bit 版をダウンロードされた方は「setup_RAPID22PSMP_w32.exe」、64bit 版をダウンロードされた方は「setup_RAPID22PSMP_x64.exe」をダブルクリックします。
2. ウィザードに従ってインストールを行ってください。

=====◆体験版のアンインストール方法◆=====

1. Windows の[スタート]ボタンをクリックし[コントロールパネル]を開きます。
2. [プログラム(アプリケーション)の追加と削除]を起動します。
3. インストールした「図脳 RAPIDPRO22 体験版」を選択しプログラムの削除を実行します。

=====◆ソフトウェア使用許諾契約書◆=====

下記の使用許諾契約書に同意した場合のみ、本体験版プログラムの使用を認めます。

また、インストールを実行した時点で、本ソフトウェア使用許諾契約書の内容に同意されたものとみなします。

1.適用

以下の事項は株式会社フォトロン(以下「甲」といいます)が、本契約書とともにご提供するソフトウェアプログラムと使用者(以下「乙」といいます)に適用致します。

2.著作権

本体験版プログラムに関する著作工業所有権のすべては甲に帰属します。

3.使用権許諾

乙は、ダウンロードした「本体験版プログラム」を乙が日本国内で所有する(または使用権を有する)ハードウェアにおいてのみ使用することができます。

4.複製の禁止

- (1)乙は、本契約により甲から提供された「本体験版プログラム」の全部、または一部をハードウェアに読み取ることが可能な形式又は印刷物の形で複製することができません。
- (2)乙は、前項の規定にかかわらず「本体験版プログラム」のバックアップ用コピーを複製することができます。ただし、乙は甲より提供を受けたオリジナルソフトウェアに故障がある時のみバックアップ用コピーを使用できるものとし、それ以外にこれを使用することはできません。

5.改造および解析の禁止

乙は「本体験版プログラム」におけるソフトウェアについて、その内容の一部又は全部を変更し、又は他のソフトウェアと結合する等の方法により改造してはいけません。また、本体験版プログラムの解析は一切禁止いたします。

6.保証責任

- (1)甲は、「本体験版プログラム」の使用や性能、特定の目的への適合性、「本体験版プログラム」を利用することにより得た性能および結果について一切の保証を行わないものとします。
- (2)甲は「本体験版プログラム」により生じた直接的、間接的存在に関して一切の責任を負わないものとします。

7.使用権の消滅

乙が、本契約の条項に違反した時は、甲は乙に対し、文書にて通告することにより、乙の「本体験版プログラム」使用権を将来に向かって消滅させることができます。

著作権者 株式会社フォトロン

住所 東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地 神保町三井ビルディング 21 階